

の効能があるをいたしましても、自然に蒙るところの中毒の恐ろしさを忘れての議論であります。

元來立憲政治に於ての政黨なるものは、本來國民が自己の政治上の意見を、實現せしめんが爲に、其實行力を得る一の手段に外ならないので、如何に遠大なる經綸を有するものでありましても、現在の政治組織の下に於ては到底個人で其意見を實行することは出来ないから、同志と共に團體を組織し、其實行力をつくるの手段が即ち政黨であります。故に政黨の使命は、決して單に政府の意見に賛成し、反對するに止るべきものではないので、常に一定の主義方針の下に立ち、具體的問題に付ても、具體的意見を持し、適當の時期に正當の手段に依るならば、何時でも政治の衝に立つの覺悟を有すべきもので、立憲治下に於て政黨の缺くべからざる事、其憲政運用上の重要な機關である

事も、如上の理由からして重大な意義が存するのであります。此見地からいたしまして、吾々は上杉博士等の唱へる憲法政治に政黨のあるのは必ずしも憲法の本義では無いと云ふ説に反對するものであります。兎に角議會制度の現狀に對しては、何人も満足するものはありますまいが、若此不満足な議會すら存せないならばどうでありませうか、總ての國家制度、社會制度は利害を併せ有する事をまぬかれないものでありますから、議會制度の弊害を論ずるものは同時に之が無かつた時代も、追想し之を癡した場合を豫想して立論するのでなければ、正鵠の見は得られないのであります。假に議會制度の無いものとして一部少数者が政治の當事であるとき、はたして腐敗せないのでありませうか、私共は、其腐敗の寧ろ議會制度の下に在る、議員の腐敗よりも更に懼るべきものがあると信するのであります。



第二章 國體問題

既に概説第二章國體政體の項に詳述いたしましたので、茲には不用の言でありませぬけれど、大正元年から二年に亙りまして、議會に於て起りました問題でありますから、更に本章を設けた次第であります。

それは、衆議院の一議員が、内閣弾劾演説中、粗暴不忌の辭を發して人を驚かしたと云ふ一事實と、貴族院委員會に於て、一華族議員が、某大學教授の著書言論の國體と相容れざるなきかの質問を發したるに對して、時の文部大臣は、其は不穩當と認む、十分の注意を爲すべきことを以て答へたと云ふ一事實に過ぎないのであります。

夫れ我大日本帝國は、上に萬世一系の天皇を戴き、下に純白無垢の日本民

族があつて其國を成して居るのであります。之を我建國の體に稽ふるに、君ありて而して後に國あり、國ありて而して後に君あるのではありませぬ。君臣同祖、家々人々の祖先は、即ち我皇祖皇宗の忠良なる臣民なる事を思ふ時は。我は、君國一體、忠孝一元であります。これ我國體の本義であります。此國體たるや、我日本民族の本能に基いて成り、我帝國國民の直覺的認識に依りて、保持せらるるのであります。世間古來、君側の惡を清むべしと云ふものがあります。有司の專制を排すべしと叫ぶものがあります。藩閥朋黨の跋扈を制すべしと呼號するものがあります。政體論、民權論、紛々際涯なしと申しまして、未だ嘗て言の君主を犯したものはありません。一議員粗暴不忌の言を爲したと申しますものも其意權臣を非議したもので、其心至尊を干犯したものでない事は推知するに難くはありませぬ。某大學教授の著書、言



論、穩當ならざるものありとするも、是亦奇を文字の末に現はしたに過ぎずして、其志我國體の本義を紛更せんとするものにはあらざる事、論ずる迄もありません。乃ち我國體は、日本民族の本能に基いて成り、帝國臣民の直覺的認識に依つて保持せらるるのである。學者、政治家亦之に違ふ事は出来ないのであります。

### 第三章 大權干犯問題

君主の大權といふ事が、近頃随分問題になるのであります。故桂公が同志會を組織するに當りまして、其政綱に「君主の大權を尊重す」と云ふ事が宣言されてありました。君主の大權を尊重するといふ事は、其文字通りに解しますならば、當然のところであります。今更事新しく政黨の主義とすべきものではないと思ひます。若し、君主の大權を尊重しない者がありますならば、それは國體を紊亂せんとする者であります。正しく謀叛黨であります。謀叛黨は、固より絶對に存在を許すべからざるものであります。之を政黨の主義として掲ぐるのは、恰も我黨は謀叛黨に非らずといふ事を標榜するのと同様で、甚だおかしい事であります。



一、大權干犯論の種類

(182)

廣く世間に行はれて居る大權干犯論は、二種に分つことが出来得ようかと思ひます。一は、昨年總選舉の際、政友會の諸君や、寺内内閣の諸公に於て口々にせられたものでありまして、其論旨は、「事君主の大權に關するものは臣下の隙を容るべきものでない。それに對しては、我々は批評する事も出来なければ、論議する事も出来ぬ。君主の大權は又無制限のもので、全く至尊の御自由でなければならぬ。それを制限するといふ事は違憲である。即ち、吾々が内閣を組織したのは、君主の御下命に基くので、文武官の任免は君主の大權である。然るに、政黨に根據を置いてないからといつて、君主の任命せられた内閣を不信任呼ばはりするのは、大權の干犯である」と云ふ思想であります。今一つは、君主の大權は、法律から獨立のもので、法律を以て大權事

同一論  
大臣任命書  
その下に  
大臣

項を規定する事は出来ぬ。大權と立法とは相對立して居るもので、立法を以て大權を侵すことも出来なければ、又大權を以て法律を侵すことも出来ないと云ふ見解であります。

二、君主の大權は臣下の容喙すべからずとの説

(183)

是は、全く大權と云ふ事を了解しない誤から出て居るのであります。君主の大權は、汎く國の統治權の全部に互るものでありまして、憲法の前文にも統治の大權とある通り、統治の大權の全部が上御一人に屬して居るのであります。が、唯法律に就ては、議會の協賛を要すと云ふ制限は有りますが、さう云ふ制限の下に於て、國の統治權は全部天皇に屬して居るのでありまして、即ち行政を行ふのも、裁判を行ふのも、租税を課するものも、條約を締結するものも、總て君主の大權であります。それでありまして、若し、君主の大權

大權干犯問題



に就ては、臣下が喉を容れる事が出来ない、批評する事が出来ないと言ふのであるならば、租税が重いか、裁判が公平でないとか、司法官が非常識であるとか、行政が紊亂して居るとかいふ様な議論するのは、何れも大権の行動を批評するもので、許すべからざることと申さねばなりません。若しさうであるとすれば、一切の政治上の議論は全く禁遏せられると云ふ事になつて、言論の自由は絶対に束縛せられたものとならねばなりません。其の不條理であることは固より明瞭であります。

元來大権の行動は、總て君主が國家の爲めにせらるゝのでありまして、即ち君主の行動即ち國家の行動に外ならぬのであります。統治權の主體としての行動は、至尊の御一身の行動とは、明に區別しなければならぬ。至尊の御一身の行動は、固より臣下の論議すべき所ではありません。然し統治權の主

體としての君主の行動は、専ら國利民福に適合しなければならぬ事で、是に就ては、憲法上色々の制限が加へられて居り、憲法の下に於て又法律に依り若くは勅令に依つて種々の制限が加へられて居ります。是に就ては又公に之を論議し、批評することは少しも差支ない事で、憲法は實に之を公認して居るのであります。先づ憲法が自ら加へて居る制限に付いて申しますならば、大権の總ての行動に付いては、必ず國務大臣の輔弼を要すといふ事で、法律、豫算、租税の賦課其他の事に付いては、必ず議會の同意を要すと云ふ事と、司法權は裁判所に委任して行はしめねばならぬといふ事と、是等は總て憲法が大権に加へて居る制限であります。法律又は勅令に依る制限と云へば、例へば文武官の任免は言ふ迄もなく天皇の大権に屬するものであるが、或は裁判所構成法に依り、或は文武官任用令に依つて、種々の制限が加へら



れて居るなどは、其の一例であります。陸海軍大臣は、現役の將官に限るといふ様な規定も亦大権を制限して居る一例であります。大権の行動は自由無制限のものであるといふやうな事を申すのは、實に根本的大誤謬でありまして、大権の行動は至尊御一身の行動ではなく、國家の行動である事を解しないものであります。大権の行動に付いては、公に之を批評し、議論する事が出来ないといふのも、亦甚だしい誤解で、憲法が國務大臣は天皇を輔弼し其責に任ずと規定して居るのは、實は大権の行動に付いて公に批評し、議論する事を憲法が公認して居るのに外ならぬのであります。即ち憲法は大権に就いての責任者を定めて居るので、責任者が定まつて居るといふ事は、勿論公に之を論評し得る事を前提として居るのであります。近來例へば文官任用令とか、陸海軍省官制であるとかに付いて、それを改正しなければなら

ぬといふ議論が盛であるが、それ等は總て勅令に依つて定まつて居るので、而して勅令は文字の示す通り天皇の御命令であります。即ち申す迄もなく大権の發動であります。然るに其改正を論議しても、何人も之を怪しむ者がない、改正の當否は別問題であるが、改正を論議する事自身は何人も當然の事として怪まないのであります。是は、大権の行動に付いても、公に論評し得ると云ふ事が一般に承認されて居るからであります。大権の行動に付いて論評すると云ふ事は、決して皇室の尊嚴を害するものではないのであります。至尊は神聖不可侵の地位に在らせられて、全く論議の外に立たせ給ふのであります。大権の行動に付いては、國務大臣が専ら其責に任ずるので、之を論評するのは、即ち國務大臣の責任を問ふのであります。

天皇の大権は、國の統治權の全部に亙るものでありますから、大権に屬す



る事項は國務上の總ての事項に及んで居るもので、其の中の如何なる事項であつても、此等の點に付いては、總て同様に、等しく國務大臣が其責に任ずるのであります。然るに世間の普通の議論では、一般の勅令とか行政とかに付いては、公に之を論評して一向に怪しまないにも拘らず、例へば、大赦特赦とか、大臣の任命とかいふ事に成ると、それは大權の發動であるから、何人も喙を容れる事は出来ぬといふ事を、故らに強く云ふ者が多い様であります。寺内内閣も其の一つであります。これは、全く誤解に出でたもので、總て大權の發動は如何なる事柄であつても、皆統治權の主體としての行動であつて、至尊の御一身の行爲ではありません。其間に區別すべき理由はないのであります。

君主の大權行爲についても、臣下の容喙出来る事は明かになつたらうと思

ひますが。偕、寺内内閣の成立を論評いたしました様なのは、どの國務大臣の責任を問ふので御座いでしょうか、後繼内閣は、前内閣の責任を負担するものでない。大隈内閣は辭表を提出いたしましたしても、後繼内閣の出来るまでは、辭職を聽許になつては居らなかつたのであります。大隈内閣閣臣の依頼免官と寺内内閣閣臣の任命とは同時であります。寺内内閣任命すべく、至尊が御意思を決定遊ばすには、勿論大隈首相の推薦したる加藤子爵を排して、元老の推薦したる寺内伯にせられたのではありますけれど、元老は憲法上至尊を輔弼して其責に任ずる機關ではありません。又、國務大臣は、何時でも至尊に奏上して輔弼すべき重任のあるものであります。寺内内閣成立まで大隈内閣が存在して居るのでありますから、政黨を根據としない起然内閣は、至尊の御信任を全うする事が出来ない事は、歴代内閣の事實の上に證明して



居る事ですから、寺内内閣の成立を阻止すべく補弼の責任は、大隈内閣にあつたと信じます。それをなさずして、超然内閣の成立をなさしめたのは、大隈内閣に責任ありと断定出来得ると信じます。そうしなければ、大命を拜受した寺内内閣が、同内閣の任命の責任を負ふのは、理論の上に於ておかしいのであります。此點に於ては、尾崎行雄氏等は寺内内閣成立と同時に大隈内閣は消滅するのであるから、其瞬間から寺内内閣が責任を負はなければならぬのである。加藤子爵推薦の責任は大隈内閣が負はなければならぬ、寺内伯推薦は元老に於て負はなければならぬといふ説でありましたが純法理論から申しますれば、寺内内閣任命の責任は、大隈内閣にもあると云はなければなりません、然し此議論は憲法の條章に基く純理論より觀ての責任論でありまして、素より政治の運用論や政治道徳から申しますれば元老及び寺内内

閣に大なる責任のあるのは勿論であります。故に私共は、政治上から、寺内内閣の任命拜受を以て、不信任を叫んだのであります。内閣は、至尊の御信任がなければ、一日も存在はいたしません。至尊の御信任は、單に私共が、誰某が好きで、誰某が嫌ひだといふ様な、感情問題ではありません。至尊の御意思は、國家の意思の表現でありまして、國家の意思は、君臣一體にあるのであります。寺内内閣は、至尊御一身の御信任と、國民の輿望に添はなければ、至尊の御信任を忝うして居るとは申されません。歴代の超然内閣、然も寺内伯の先輩が、總て、政黨と妥協若くは苟合、又は後援に基かなければ、君主を輔弼し其責に任ずる事が出来なかつたのにも拘らず、無謀にも兼行持平とか何とか申して政黨を度外視する内閣は、私共國民は輿望を期待する事が出来ないといふ理由の下に同内閣に反對したのであります。後段の論



は條理から申しますれば、國務大臣の項に入れるべきものでありましたけれど、關連して居りましたが故に、本項に入れたのであります。

三、大權と立法權の對立

大權と立法とは、相對立するもので、大權事項は立法を以て相侵す事は出來ないといふ説は、故穂積八束博士の熱心に主張せられた所であります。世間も、穂積憲法にかぶれて此説を主張するものが多い様であります。嘗て政府當局者もそいふ事を答へた事もありますし、衆議院議員も、此説を主張したそうであります。

大權と立法とを嚴格に、對立して居りますのは、共和國でも大統領と議會とが對立いたしましたして、立法は議會に屬し、行政は大統領に屬すといふ様に、或る事柄は大統領の權限で、議會は之を左右する事は出來ぬ、或る事柄は、

議會の權限で大統領は之を左右する事が出來ぬといふやうに對立して居る國に於て始めて言ひ得るのであります。佛蘭西學者の中にも、そいふ説を主張する人がありますが、それは佛蘭西流の憲法論でありまして、日本の憲法の下に於ては容れる事の出來ない説であります。

我憲法では、大權と立法權とは、決して相對立するものでありません。立法も君主の大權の一つで、唯君主の大權に議會が協賛するのであります。立法は、君主の裁可によつて、成立するものでありまして、君主の大權の一部であります。大權の中に立法權が包まれて居るのであります。伊藤公の憲法義解の中にも、其事は明かに記してあつて、立法は君主の大權の一つである、大權は決して憲法の各條に列記してある事柄に止まるものでないでありますのは、正當なる見解であります。「天皇ハ條約ヲ締結ス」「天皇ハ法律ヲ裁可シ



云々「天皇ハ文武官ヲ任免ス」と云ふ様な條項は、決して日本憲法に特有の規定ではなくして、獨逸の聯邦各國の憲法には、殆ど皆同じ様な規定を設けて居ります。其他埃太利にしても又外の國の憲法にしても、多少の違ひはありますけれども、矢張君主の大權に屬する事項を列記して規定してあるのであるが、併しそれ等の國に於て、誰もそれは君主の大權に專屬するもので、議會は、それに容喙することが出来ない、法律を以て規定するのは誤りであると言ふ人は無いのであります。それは當然の事であつて、法律の裁可權は君主に在るのであるから、法律を定めるのも矢張君主の大權に依つて定めらるゝに外ならぬのであります。隨て官制でも、文武官の任用規定でも、法律を以て之を規定すると云ふ事は、決して違憲でないものであります。

乍併、此説は實際には非常に汎く世に弘まつて居つて、衆議院で嘗て法律

を以て勅令を收正する事を得るやと云ふ事が問題となつた時、政府はそれに對して、大權勅令を除いては、法律を以て勅令を改正する事が出来るかと答へたのであります。是も此の説に影響せられた謬見であります。總ての勅令は皆大權の發動であつて、勅令の中に更に大權勅令といふ特別の一種類があるべき筈がありません。そういふ區別は有り得べからざる事で、如何なる勅令でも法律を以て改正する事は妨げないのであります。其處が法律と勅令との效力の輕重の有る所以で、法律は政府の意思と議會の意思とが合して出来るのでありますから政府の意思のみから成つて居る勅令を以ては、之を改廢する事は出来ませぬけれども、政府の意思のみから成つて居る勅令は、政府と議會との双方の同意から成つて居る法律を以ては改廢する事が出来るのであります。



## 四、政府の意義

(196)

序に一言して置きたいのは「政府」と云ふ文字であります。先年提出された議院法改正案の主たる理由は、「政府」と云ふ文字にあつたのであります。即ち憲法には天皇が議會の停會を命ずと書いてあり、議院法には政府が議會に停會を命ずと云ふ事があります。即ち一方には天皇が命ずとあり、他方には十五日以内に於て政府が命ずとあり、停會の權利が兩方にあるやうに見ゆると云ふのが理由になつて居つた様であります。是は餘りに文字に拘泥した議論で、成程「政府」と云ふ文字と「天皇」と云ふ文字は違ひますが、文字が違へば意味が如何なる場合でも直ぐ違ふと見るのは餘りに早計であらうと思ひます。「政府」と申しますのは、英語のガバメントに相當する語で、即ち政治の府といふ意味であります。語を換へて申しますならば、治者即ち統

(197)

治者と云ふのの意味に於て違はぬのであります。而して政治を行はせらるゝのに、大臣の輔弼を以て天皇が爲されるのであるから、天皇が大臣の輔弼を以て行はせらるゝ場合に於てそれを政府と稱するのは、極めて普通の用例であつて、又決して不穩當な遣ひ方ではありません。天皇の御一身の行動であるならば、それは決して政府とは申しませぬ。天皇の大元帥としての行動に付いても、又は天皇の皇室の家長としての行動に付いても、同じく政府と申す事は決してないのであるが、天皇が國の統治者として大權を行はせられる場合には、之を政府と申すのが普通の例であります。議院法に政府は十五日以内を限つて停會を命ずる事を得と云つて居るのは、即ち此意味に使つて居りますので、其の所謂「政府」は「天皇」といふのと同じ意味で、停會の大權は天皇に在るといふ事は言ふ迄もない事であると思ひます。憲法自身も、憲法第



八條に緊急勅令廢止の事に就て若し次の議會に於て承諾を得なかつたならば「政府ハ將來ニ向ツテ其效力ヲ失フ事ヲ公布スベシ」と規定してあります。此意味の「政府」といふのは、即ち「天皇」といふ事で、是までの實例に於ても、常に勅令を以て公布されて居ります。

#### 第四章 憲法の形式論と運用論

昨大正六年に於ける政争の主なる論點は、議會解散の事由である不信任案提出の當否に外ならなかつたのでありますが、國民黨及び憲政會の提出しました不信任案の要旨は、寺内々閣は議會に基礎を置かないから、一日でも存續を許せばそれだけ、我國憲政の進歩が阻止せらるゝから、之を殲さなければならぬと云ふにあつたので、これは非政黨主義を採つて居る、寺内々閣に對しては、頗る有義義のものでありました。

寺内首相は、其當時地方官會議の訓示中に「現内閣を以て國民に立脚せずと云ふものあるを聞く、之れ事實を誣ゆる中傷の言のみ」と呼號しましたが、然らば其所謂國民に立脚すると云ふのは、如何なる方法による事を意味する



のであつたか、一向に要領を得て居なかつたのであります、或は其前後の文意からして、貴族院に於ての多数の後援があれば、假令衆議院に於ては、後援する者が少数でも、尙ほ國民の輿望を負ふとする如くに考へて居るらしくも思はれたのであります、若し斯く考へて居たものとすれば、吾々は其度し難きに驚かざるを得ないのであります。

一、貴衆兩院の權限

憲法の形式論から申しますれば、貴衆兩院が法律上何等の輕重の別がないとも云ひ得られますけれども、これは初學の法學生に憲法の講義を説の類でありまして、實際政治家の口に唱ふべきことではないのであります。吾々は最早、貴族院と衆議院とは法律上同等の權限を有すると云ふ様な事を問題とすべきでないので、兩々其意見を固執して争ふ時に、如何にして其間に疏通

の路を發見すべきかを研究する事が肝要な問題であるのであります。此點に關しまして、我國には、未だ明白な慣例はありませんけれども、泰西諸國に於けると同じに、段々に下院の優勝的地位を認むる方向に進んで來た事は、明白な事實で、これは社會の進歩に伴ふ當然の結果であります。何故なれば、國民の一少部分を代表するに過ぎない貴族院が、概して國民全般の代表者とも見るべき衆議院の決定に譲ることは、政治道德の上から見ても、將又立憲政治の根本思想から云うても、理の當然であるからで、而も寺内伯は、自ら院議を重んじ、政黨を重んずると屢々言明して居られたけれども、從來寺内伯の代表する一派の思想が、明白に非政黨主義を一貫して居たと云ふ事實は、伯の経歴に徴しても明かであり、又國民の間にも定論があつたので、これは獨り伯ばかりではなく、寺内内閣の閣僚の多くが、皆非政黨主義者



であつた事も疑を容れない事柄であります。

二、政黨の不信任案は大權を犯すものなりや

然らば一步を進めまして、非政黨主義の内閣に對して、政黨が不信任案を提出すると云ふ事が、果して大權を干犯するか、否かの問題に歸するのであります。其當時に於ての寺内首相後藤内相の訓示は、明に之を以て大權を干犯するものとして居ります。又之に迎合する一派の學者も、同一な議論を主張しましたけれども、是れは全然見當違ひの議論であると言はなければなりません。蓋し不信任案の提出は單に内閣の處決を促すに過ぎないので、此場合でも内閣の任免は全然天皇の大權によつて定まるので、決して外間の容喙干渉を許さない事は勿論であります。それであるから、不信任案の提出は、憲法論の上から見ても少しも大權干犯とはならないのであります。即ち

大權論とは關係が無いと云はねばなりません、然らば不信任案の提出は、憲法の運用方法として、適當であるか否かと申しますると、凡そ憲法治下におきましては、如何なる問題にしろ、議會の同意を得なければ、其政策を實行すること能はざるものでありますから、議會が根本から内閣の存在を否認した場合におきましては、到底國務を遂行し得ないのであります。従つて議會が包括的に内閣の存在を否認するの行動を採るのは、自然の勢であります、これを以て憲法上與へられた協賛權を藐視し、緊急重要なる議事を放擲し、國務の澁滯を來さしむると責むる様なのは、迂論と云はなければなりません。尤も此點に關しまして、國務大臣の責任を問ひ得るものは、天皇のみであつて、議會は之を問ひ得ないと云ふ法理上の見解から、議會の行動を批難する者もありませんけれども、實際政治の運用におきましては、不信任案が決議せ



られた以上は、内閣は其職を退くより外は無いので、若此場合にも内閣が其地位を去らなければ、政府は事毎に議會の反對を受けまして、同務を遂行することが出来ず、結局輔弼の責を全うする事が出来ないことになるからであります。

### 三、憲法政治の形式と實質

内閣が議會に根據を有せないから不可であると云ふ議論に對しても、其當時の首相内相等は、大權を干犯するものであると唱へて居りましたけれども、是れも採るに足らない僻論であると云はねばなりません。何故なれば内閣が根據を議會に置く場合でも、國務大臣の任命は天皇の大權に屬するもので、内閣が議會に根據を置くと否とは、大權論とは毫も關係が無いからであります。即ち大權の發動を見ます以上は、政黨内閣も超然内閣も、皆大權の任命

に基く内閣である事に異なる處はないのでありますから、如斯議論は徹頭徹尾、憲法政治の形式論と運用とを混同せるもので、其僻論愚論であること是一笑にも値せないのであります。思想の幼稚な人々の間には憲政の形式論と運用の實質論とを混同するのは止むを得ないと致しまして、苟も一國の宰相、大臣にして、尙ほ憲法の形式論に拘泥し、而も法の形式によつて政治の實際的運用を律しやうとするに至りましては、其思想の淺薄なることは驚くの外はないので、其迂や到底救ふべからざるものであります。之を要するに、政黨内閣論者之に反對する論者とは、實は大權を干犯すると、之を擁護するとの差別ではなくして、結局は少數政治を謳歌するか、多數政治を主張するかの外ならぬのでありますから、立憲國民たるものは、深く此點に留意いたしまして、國民の意思を尊重せない少數政治を根本的に打破す



るの覺悟がなくてはなりません。

(206)

## 第五章 君民同治論

本來國家の性質から論じますれば、君主の大權は、何物の制限をも受けないで、行使するを得るものであります。即ち君主は國民民福を増進する爲めには、任意に其大權を行使し得るもので、決して他の制肘を受くべきものでもありません。然しながら、之を泰西及び東洋の歴史に徴しまするに、君主が大權を行使するの態度には、儘に二様の色彩がありました。即ち其一つは君主が專斷で政治を行うた事で、其一つは君主が汎く國民の意嚮を参照し、其輿論に従つて政治を行うた事でありませぬ。

### 一、東西君主道の差異

泰西に於きましては、昔時、君主獨斷の傾向がありましたたが、近代に於て

(207)



は著しく變化を來しまして、殆んど總ての國が、民意を基とする、民本主義の政治を行ふ様になりました。然るに東洋に於きましては、古から君主が國民の意思を參酌して、政治を行ふことを以て、君主道の常とする政治思想が漲つて居りました。それでありますから、其眞の君主道は、君主が國民の意思を重ずること、是れが明君の表徴であつたと云ひ得るのであります。然し此君主道は、昔から君主に對する法の拘束として行はれたものではなくして、君主の道徳上の心得として行はれました。言ひ換ふれば、明君は常に此心得を以て民に臨んだのであります。が、いつれの時代にも、必ず明君が出づるとは限られませぬから、此道徳上の君主道を法上の君主道とする思想が起りました。従來の道徳上の君主道を法上の君主道としたので、之が即ち憲法であります。畢竟しまするに、憲法は其根本に於きましては、君主の道徳上

(209)

の個人的心得を君主の法上の規則的拘束と致しましたものであります。そこで君主の大權の行使は、憲法制定と共に法上の拘束として、國民の意思の參加を認めねばならぬ事となつたのであります。然し憲法に微細の點までも漏れなく、網羅して規定することは、誠に困難の事でありますから、憲法を適用する上に於きまして、更に之を補充する所のものが、無くてはならぬわけで、夫れは即ち憲法の運用であります。君主は立憲的精神の形式である、憲法を運用するに當りましては、其形式の許す範圍に於て、出來得る限り立憲的精神、即ち國民の意思を重んずるの態度に出でなければなりません。故に代議制度の下に於ては、君主が憲法の許す限り、成るべく議會の意思を重んずるのは、自然に生ずる憲法運用の方法であると云はなければなりません。

## 二、我國皇室中心と君民同治



我日本帝國は、二千五百年以來皇室を中心とし、君民一致の美風を涵養し來りました、一種獨特の精華として、世界に冠絶せる國體を有するので、君民同治の精神は其基礎を成し、萬世一系、皇統連綿として、復一點の動搖をも致しません。七千萬國民の、此皇室に對する歸依の渴仰は、將に一人の如きもので、到底他國民の想像する能はざるものであります。斯の如くにして我國運は隆々、旭日の昇天するかの如くに伸び得るので、國民は此美しい國體の世界に卓絶せるのを喜び、相戒めてこの心を子孫萬世に傳へんことを期するものであります。今より五十年前、民論が大に興りまして、勤王の志士が一身を犠牲に供し、王政復古、開國進取の大業を成就せしめ、明治維新の新天地を開拓して、君民同治の大義を宣明せしめました。此精神が彼の五箇條の御誓文の首章に「廣く會議ヲ起シ萬機公論に決スベシ」と云ふ御聖旨と

なつて表はれましたので、帝國憲法は、實に此御聖勅に濫觴するのであります。明治二十二年に至りまして、憲法が發布せられ、翌二十三年から、帝國議會が開かれたのでありますが、憲法には先づ、君主權と臣民權とが規定してありまして、立法の權は議會に頒たれ、總ての法律は議會の協賛を経可きこととしてあります。又萬般の政務については各國務大臣が、天皇を輔弼し、其責に任することとなつて居りまするけれども、各國務大臣が、其政務を遂行いたしますには、是非共議會の協賛を経なければ、其責任を完うすることは、出来ぬのであります。

### 三、議會の發議權と上奏權

國民には其議會の議員を選出する選舉權が與へられてありますし、又議會は發議權と上奏權とがありますから、政府に對する監視機關とも云ふべき



(212)

であります。加ふるに憲法を改正するに致しましても、之を議會に附議し、議會は憲法に定められてある要件によりまして、之を議決することになつて居ります。如斯く臣民權は重いものでありまして、君民同治の精神は充分に憲法に表現されてあります。然るに彼の官僚の一派は、從來皇室と國民との間に、介在して民意を抑壓し、國情の平穩を害し、君民の間を阻隔するの形状あるに至りましては、天神共に怒る所であります。吾々は如何程の犠牲を拂つても、現在に於ての、我國政治界の弊害を打破し、憲法の精神である君民同治の政治を實現せしむる様、努力せなければならぬのであります。

## 第六章 在郷軍人と政治

山本内閣の時に、彼の有名な海軍收賂問題が勃發いたしました。議會に於きましては、衆議院議員島田三郎氏の質問が、皮切をいたしました。爾來、内閣不信案、上奏案、内相彈劾案と陸續提出されました。が、不幸にして絶對過半数の政友會が與黨であります爲めに、ことごとく不成立になりました。けれど、國論は、衆議院の少数の主張を應援いたしました。仲にも、故太田元海軍大佐、片桐元主計大監が、海軍部内の腐敗を暴露いたしました。國論、衆議院少数黨の主張の正當なる事を裏書いたしました。處が、突如として、太田大佐、片桐主計大監に對し、政府は、官名、位階、勳等を褫奪いたしました。それに、聯隊區司令等が、何時も、在郷軍人に訓示せられる處を見ま

(213)



するに、在郷軍人は、政治に容喙してはならない。政治運動をやつてはならないと申されますから、總選舉の實際に付いて考覈して見ると、在郷軍人は多く棄權したり、政府黨に投票して居る様であります。私共の知つて居る範圍では、しかくするのが、在郷軍人としての義務を盡して居るものと心得て居る様に存じて居ります。

一、軍人と法令

現役軍人と召集中に在る豫後備の軍人は、政治に關係してはならないと云ふ規定は、御座いますが、其他の規定は、どの頁を見ましても、在郷軍人の政治に關係してはならないといふ規定はないのであります。憲法政治の本來の精神から申しますならば、軍人が政治に關する實勢力を握りますと、如何に憲法に麗々しい形式の條文がありましても、實際は、武門專政政治の實體

を現はしますから、悪いのであります。けれど、それが爲め選舉權を行使しなかつたり、又は、心にもない政府與黨に投票するなんかは、以ての外の見に外ならぬのであります。

二、在郷軍人の地位

軍人になつたと申しましても、帝國の臣民としての資格が喪失したのではありません。在郷軍人は、郷に在つては、帝國の臣民として、公民としての義務を完全に盡す責任があります。これは、全く聯隊區司令官の訓示の中にあります。町村民の模範となれと申されるのは、此の意味が十二分に包まれて居る事は、疑ふ餘地はありません。一朝事ある時は、陛下の軍人として、戰場に臨み、死は鴻毛よりも軽く、國家の爲めに盡されなければなりません。此の時は、政治に關係してはなりません。一意専心、陛下の軍人として、軍



(216)

人としての職責を盡すより外に考へ事はない筈であります。これ、法令に、現役軍人、豫後備の軍人にして召集中のものと限定的の規定のある所以であります。現に、豫後備の軍人で政治に關係した人は澤山あります。現貴族院議員會我祐準子は陸軍中將であります。今は鎌倉に蟄居して居る前の内務大臣子爵大浦兼武氏は、陸軍中尉であります。特別任命令によつて、政界に雄飛した人は、山縣桂、兩公の總理大臣、山本伯の總理大臣、寺内伯も現役軍人です。其他委細に調査いたしますれば澤山あります、在郷軍人が、候補者となる事も差支ありません、又、自己の信する候補者に對して、投票するのは、結構であります。由來、軍人になつた人は、滿身忠の字で固められて居なければなりません。平時に於ける忠とは、何でありますか？間違つた考で、政治に參與する議員候補者を排斥しなければなりません、君側

を汚毒する閣臣を排斥する爲めには、内閣不信任案提出賛成者に自己の有する清い一票を投じなければなりません。或は、國家を害する奸臣が閣員にあれば、然かも其秘密を知つて居りますれば、國民に之を發表して、國論を喚起して之を弾劾せなければなりません。

### 三、軍人政治運動と免官

かやうに申しますれば、在郷軍人の諸君は、或は、太田、片桐兩氏の如く政府の忌諱に觸れて免官にならないかどの心配があるだらうと思ひます。總て、軍人たるものは、軍機の秘密を漏してはなりません。軍機の秘密を漏らしますれば、免官になるのは、又止むを得ざる次第であります。山本内閣の太田、片桐兩氏の免官處分は、聊か政治家として卑怯な處置であります。其處分の内容を付度いたしますと、兩氏が、何艦は、排水何幾、速度何幾、

(217)



其他軍艦其物に關しての軍機を漏らしたものとて、免官の處分に出でたものと思はれます。だから、軍人は、軍機を漏らす事さへなければ、平時に於ては、正々堂々と政治に關しては、意見を吐露し、又、政治運動しても、少しも差支ないものと信じます。

## 第七章 内閣制度

第一編の公議輿論に於て、幕末から明治初年にかけての政治思想を述べましたが、其公議輿論を形造りますに、何時も藩閥の連合、權衡の爲めに、矛盾撞着の苦境に陥つて居りました。政府當局者は、大寶令以來の定則たる三大臣で君主を輔弼し、其下にある參議各省卿で政務を執る明治維新の政體では、内閣の統一、連帶責任を全うする事が出来ないで煩悶いたしました。殊に、西南戰役後、内閣の統一、連帶責任を自然的に要求して参りましたので、明治十八年行政改革を斷行いたしました。茲に内閣の連帶責任を生せしめたのであります。或る人は、これを英國の内閣制を真似たのだと申しますけれど、決してそうではありません。自然的要求が、英國の内閣制と合致したの



であります。

(220) 英國の内閣制は、政黨政治の發達の結果であります。政黨政治に依らざれば、連帶責任内閣を全うする事の出来ないのは、英國の古い政治史が、事實を物語つて居ります。我日本が、明治維新後の苦い經驗より生ずる必然的要求が、偶然英國の内閣制の體貌と一致したのでありますが、歴史の永い事實が示指して居ります政黨政治を度外視して、よく連帶責任内閣を全うする事が出来ましようか？ 或は、偶然體貌を一致した我内閣制は、立憲國の先輩なる英國の政黨政治を輸入しなければならぬものでしようか？ 暫らく明治政治史をたどつて見ましよう。

## 一、超然内閣

憲法發布當時の内閣は、山縣内閣でありました。山縣首相は、英國の政治

(221) 史を萬更御存知でなかつた譯でもないでしょうが、何分にも、英國と我國とは國體が異つて居ります。殊に、内閣と申しますものは、政黨政治に關係してはならない。不偏不黨で自己の政策を議會に提出して、各派の討論に任せ、公平無私に議會に臨まなければならぬと、純理上から申しますと、頗る徹底した一寸素人考を以て、第一回議會に臨んだのであります。これが超然内閣の名が起つた譯であります。所が、不幸にしてか、大見込違ひか、衆議院の政黨派なるものが、政府の案に反對いたしますと、どうしても政府案を以て、政治を行ふ事が出来ない。悉く、政府の計畫が齟齬して参りまして、政府を維持して参る事が出来ませぬので、止むなく、自然的要求に基きまして、政府を援くる政黨を保護し、政府に反對する政黨を破壊する計畫に及んだのであります。



山縣内閣の後を継ぎました松方内閣は、矢張、超然内閣を標榜いたしました。したが、政黨を無視して參る事が出來ず、全然、反對黨を破壊いたします目的を以て、議會を解散して、選挙の大干渉をやつたのであります。これが、何時の總選挙の際にも、野黨が「明治二十五年の選挙干渉より現内閣の選挙干渉がひどい」と申します、其二十五年の選挙干渉であります。けれど、此の當時の國民は、一般に政治に興味を以ておりましたし、候補者も全く眞面目に、政治に熱狂いたして居りましたから、政府の干渉も見事効を奏しませんでした。此失敗を招きました政府當局者は、西郷、品川の諸有力者をして、國民協會を設立させましたが、是亦衆議院に多數黨たる事が出來なかつたのであります。

## 二、連帶責任内閣と政黨

立憲國と申しましても、超然内閣、非政黨内閣がないといふ譯ではありません。例へば、獨逸でありますとか、革命前の露西亞でありますとか、埃洪國總て立憲國であつて超然内閣であります。是等の國では、國務大臣は、皆悉く君主に依つて任免せられ、其關係は、君臣間の命令服従の意義があるのみであります。閣僚の間には意思行動の一致共同の存在を認めないのであります。或場合には、大臣間に、意思を異にしまして、互に相拮抗しながら、同一朝廷に立ち、君主は則ち之を以て箝制控御の術を得たりとして居るのであります。如何に、斯様な思想に馳られて居りまして、議會に大政黨がありません以上、必ずや、これと伊藤公の所謂肝膽相照すとか、桂公の所謂情意投合とかいふ具合に、大政黨と握手若くは苟合しなければ、政權を維持する事が出來ないのであります。さなくば、其大政黨に政權を渡さなければならな



いのであります。けれど、此の超然内閣、非政黨内閣の存在して居ります、獨逸とか埃洪國では、大政黨がなくて、小黨分立して居りまして、一として、其内閣に盾を衝いて政論をする權威がないのであります。大抵は、政府に操縦せられ、或は、甲大臣はA政黨を率ひ、乙大臣はB政黨を率ゆるといふ様に、丙丁戊大臣も各々小黨に據る事を妨げないのであります。此等の國では、内閣と申しましても、其實は宮廷の一室、若くは官府の一部でありまして、國務大臣の集合する場所といふに過ぎないのであります。けれども我國は、兎にも角にも、明治十八年内閣制が制定されて、其主義は、統一内閣、連帯責任内閣であるのであります。甲大臣乙大臣が各々意見を異にする事は出来ません。出所進退を共にしなければなりません。今迄の超然内閣でも、内閣制が上叙の如くでありますから、甲大臣乙大臣丙大臣と主義政策を異に

いたしましても、辭職の場合には、辭表を内閣總理大臣が一纏めにいたしまして、閣下に奉提いたして居ります。政黨内閣でありましたら、常々野に在るときから、主義政策を表明いたして居りますし、政黨員たる閣臣は、總て同一主義、同一政策主張でありますから、出所進退は、實に清麗でありまして、連帯責任内閣を名實共に表現せしむる事が出来るのであります。前大隈内閣は、兎に角政黨出の大臣を以て組織いたして居りましたから、選舉違反者は、總選舉後は、大抵の時を以て打ち切りといたす方針がされたのであります。此の方針の善悪は別であります。處が、現寺内内閣では、新聞の報ずる處では總選舉後藤内相や田遞相等は、政友會から違反者を澤山出し度くなし、大抵の時に檢舉も打ち切りにして欲しい考を以て、松室法相に願ふたらしいですが、松室法相は、法は法なり、情實を以て枉ぐべからず。何處までも



(226)

違反者は檢舉すと手をゆるめなかつたといふ事でありませぬ。是等は、此の人が大臣として宜からうといふ處から、閣僚を拵らへたからであります。主義政策の同一なものを集めなかつたからであります。政黨にあらざれば、主義政策を固定した共同した進退の出来る閣僚は得られないのであります。

處が、我政黨と申す歴史を翻つて見ますと、明治十四年からあるのであります。當時は、別に主義政策はありません。強いて名づけましたら國會期成同盟會と申す様なものであります。然も、當時の政黨運動者は、熱狂いたして居りましたが、皆自分では國士と任じて居りましたらうが、實は紳士として認むる事の出来ない、市井の無頼漢として嫌憎さるゝ壯士を使用いたしましたから、政治屋は、世間から爪弾される様になつたのであります。然も、當時の政黨屋には一流の政治家がありません。一流の政治家は、總て官僚に

あつたのであります。こんな事が、世間の信用を薄くいたしました、政黨は完全な發達がしなかつたのであります。だから、政黨内閣でなければ、其責任を全くする事が出来ない立憲政治國としては、實に誇べき内閣制を持ちながら、超然内閣や、非政黨内閣主義を口にせしめたり、實現せしむるのであります。超然内閣や、非政黨内閣を生せしむるのは、政黨の罪でありまして、又、明治十八年の内閣制を、有名無實に終らしむものであります。然りと雖も、政黨政派自身も大分覺醒して、大政黨を組織して参りましたから、超然内閣を支持する事が出来なくなり、政黨打破も不成功に終り、益々、内閣制と政黨組織とは愈々接近して来る筋合であります。然らば、我内閣の變遷の跡を見ましよう。

(227)

### 三、我内閣の變遷



憲法實施當時は、山縣内閣でありました。山縣内閣は、自由黨と接近いたしました。漸く其財政政策を無事に成立せしめましたけれども、議會閉會後、間もなく總辭職をいたしました。之に次で成立いたしましたのは松方内閣であります。松方内閣は、政黨勢力を打破しようといはしまして、失敗し、政黨製造にかゝりましたが、又失敗して、伊藤内閣に護つたのであります。伊藤内閣は松方内閣の失敗に鑑みまして、政黨懷柔策を施しましたが、思はしからず、却つて、屢々民黨連合の大攻撃を受けたのであります。幸じて、自由黨と相提携いたしましたして、初めて、能く立法行政兩部の和衷協同を見るを得たのであります。伊藤内閣の後を受けました松方大隈内閣は、公然進歩黨を基礎として、成立いたしましたから、内閣制と政黨組織との、最初の接近なりと申す事は出来るのでありますけれども、内閣員は、舊に依りて舊の如

く政黨員ではありません。且つ其基礎と稱する進歩黨が、薩派と衝突いたしましたして、野黨側に廻りましたから、先づ大隈侯——當時は伯——先づ掛冠し、其殘軀は所謂蠻勇内閣でありましたが、零時にして倒れました。其後を受けました伊藤内閣は、自由黨と提携ならずして失敗し、之に次で、明治三十一年六月三十日、大隈板垣兩黨首に依つて組織せられた處の新内閣が成立したのであります。是れ即ち憲政黨内閣でありまして、政黨内閣の嚆矢であります。

漸くにして、政黨内閣を現出いたしましたして、内閣制の名實共に完全したと思ふ間もなく、憲政黨は、憲政本黨との分立と共に、其存立の基礎を失ひ、同年十一月八日山縣内閣が出来、憲政は逆轉を致しました。山縣内閣は、憲政黨と提携し、國民協會を與黨といたしましたから、政務の進行も順調であ



りましたが、其後、憲政黨との提携破れ、又、伊藤公自ら政友會を組織いたしましたから、順調にもう参りませぬ。明治三十三年九月、内閣總辭職いたしました。茲に於て、伊藤公は、政友會員と其同志者とを相率ゐて、内閣を組織いたしました。伊藤内閣は、稍々政黨内閣たるの體貌を備へたのであります。其の衆議院の多數を與黨にしたるは言ふ迄もありませんが、貴族院の各派は、ごうしたものが、伊藤内閣に反感を懷き、事毎に相衝突するのであります。(第二編第二章第四目貴族院の制定の項參照)且財政困難の爲め、政府部内の動搖を來たし、明治三十四年五月二日總辭職を爲すの止むなきに至つたのであります。

明治三十四年六月二日桂内閣が成立したのであります。伊藤公又政友會を去りまして、西園寺侯が總裁になりました。桂内閣は、一人の政黨員がなく、

再び進歩せんとした責任内閣制は、又もや逆轉の止むなきに至りました。處が、桂内閣には幸にも、明治三十七八年事件が勃發いたしましたして、我民族固有の精神は、責任内閣もそつちのけで、國論統一いたしました。國內政爭中止の姿を呈しましたから、暫く黨派問題を絶ちましたけれども、内閣は、益々大政黨に依頼するの必要を認めました。折しも、政友會は、亦其勢力を張つて参りましたから、明治三十九年末、桂内閣は、西園寺内閣に後を譲りました。明治四十一年、西園寺内閣總辭職するや、桂内閣之に代りましたが、桂内閣は、政友會と親善なる間、其地位を保ち、其退くや、又々西園寺内閣の成立を見るのであります。大正元年西園寺内閣總辭職をなし、桂公は、政友會と全く相乖離したのであります。政黨の必要を認めて居ります桂公は、新たに立憲同志會を組織いたしましたけれども、其黨員は、衆議院の三分の



一をも占むる事が出来なかつたのであります。西園寺侯も政友會總裁を辭して閑地に在る爲め、此に政治上の一大變調を來しまして、大正二年春成立したる山本内閣は、政黨内閣ではありませんでしたが、總理大臣と、陸海軍大臣を除くの外は、總て政友會員でありまして、政友會又政府黨であります。山本内閣は、大正三年二月海軍收賄問題の爲め總辭職いたしました。大命は徳川公に下り次で清浦子に下りましたが、政黨の援護なき爲め辭退いたしました。茲に於て、政黨出身者たる大隈侯に大命が下りました。大隈内閣は、政黨内閣でありませんが、首相、内相、海陸相を除くの外政黨員であります。同年二個師團問題の爲め衆議院を解散いたしました結果、大隈内閣の與黨たる同志會、中正會、公友俱樂部、大隈伯後援會は、衆議院の絕對多數黨を擁して居りまして、政務は適順に參りました。同志會、中正會、公友俱樂部、

大隈伯後援會の大多數が合同いたしましたして、憲政會となりしました。大隈内閣總辭職の際、衆議院絕對多數黨たる憲政會總裁加藤高明子を内閣總理大臣に推薦し、再び、純粹の政黨内閣表現しようとしたのに、元老は、寺内伯を推薦し、寺内々閣が成立しまして、再び秉公持平主義で、政黨に超然主義を取りました。三度、憲政は逆轉いたしました。然も、政黨の後援なくては、政務を行ふ事が出来ない事を、先輩たる山縣、伊藤、桂公の幾度も經驗し、政黨と握手し、遂に政黨を組織いたしました明治大正政治史の事實を、漸くにして認めましたと見え、這般の總選舉には、中立議員を澤山當選せしめて政府黨製造にかゝらうとしましたが、閣員の中に異論者がありまして、漸く政友會を援けて、其恩縁を楯として政府與黨たらしめようといはしました。否、事實に於て、政友會を與黨にいたしました。明治二十三年山縣内閣の如



き超然主義は、何時の間にか姿を隠し、第二期逆轉時代の桂公の情意投合時代まで進んで参りました。

#### 四、政黨と政治家

以上の叙述を要約すると、政黨の提携から、政黨と一致し、同化して明治三十一年の板隈内閣となり、再び政黨の提携から、政黨と一致し、同化して明治三十三年九月伊藤内閣となり、三度逆轉して政黨の提携と、政黨と一致内閣の更迭の状態を示し、(桂内閣、西園寺内閣の更迭)、更に進んで政黨一致内閣の更迭(山本内閣、大隈内閣)し、愈々政黨内閣を成立しようとして、四度逆轉して、又同階段を上りつゝあるのを見るのであります。

政黨政治家と申せば、大隈侯板垣伯二人に限られて居りましたが、西郷品川の二卿も政黨に手を染めました。次いで、伊藤公、西園寺侯、桂侯、加藤子

總て廟堂に立ち、議會に臨み、國務に努力する大人物は、黨派中の人となるの觀があります。我國由來、政黨嫌ひの人多く、黨派外に在るを以て、自ら高しと爲すもの、亦少くなかつたのであります。此の政黨嫌ひの政治家が、漸次黨派中の人となり終つて、政治に志ない者ばかりが、黨派外の人となる觀があります。是れ總て、我内閣制が統一的内閣であり、連帶責任なる事が、此の政黨の發達を誘引して居るのであります。且つ屢々衆議院を解散し、頻りに總選舉を行ひ、屢々國家の重大事に遭遇して、國論の統一を求むる事急になりました。歳計の膨脹極めて急激にして、増稅募債際限なく、之を成立するの第一要務、亦黨派の力に依りて議院の議決を得るにあります。是等の諸原因相依りて、政黨勢力を助長し、一步一步、政黨内閣制に向つて進み來るのであります。尤も此に政黨内閣制と申しましても、只其内閣員たるもの



の、政治的地歩に就て申すのでありまして、内閣其物が政黨に所屬すると申すのではありません。内閣は、天皇に直隸して居る事は、何人も異論のない處であります。

### 五、政黨内閣の障害物

内閣の組織者は、其政友を率ゐて、規模を定めまして、奏請し、大命を拜しますのが、例になつて居りますが、獨り陸海軍大臣ばかりは、現役將官でなければなりません規定があるので、人選に困難を感ずるのであります。明治三十一年六月板隈内閣を成立いたします時、此の事情を奏陳いたしました處、先帝陛下は「陸海軍大臣の選叙は、朕自ら之を裁せしむ。以て念と爲す勿れ」と詔はせられ、茲に當時の西郷海相桂陸相が留任する事になつたのであります。爾來内閣幾更迭いたしましたしても、陸海軍大臣は、何時も特種

の地位に立つて今日に至つたのであります。大正二年六月十三日、陸海軍官制が改正になりました、現役の外、豫後備の將官でも妨げないといふ事になりましたが、此二大臣を英國の如く軍人以外より擧げる事が出来なければ、到底、政黨内閣は、完全に成立しないのであります。既に將官である以上、矢張現役軍人に求めなければ、軍政は所期の如く参りません。既に改正當時の内閣たる山本内閣は、依然として、兩大臣を現役將官に求めました處に、考へて見ましても、同法の改正は、有名無實であります。

陸海軍大臣を、政黨員から採る事が出来て、政黨内閣が一舉に完全に成立するかと申しますに、まだ、政黨内閣の障害があります。それは、貴族院であります。我國の貴族院は、政黨以外に立つて居ります。只議會の一院が、政黨以外に立つて於て、他の一院に於ける政黨勢力を基礎として、内閣を組



織しきするものは、政治せいじ的困厄こんやくを招まねかざるを得えないのであります。

憲政百話終

大正八年一月十日印刷  
大正八年一月十三日發行

定價金壹圓

憲政百話  
不許複製

著者 澤野民治  
發行者 東京市神田區駿河臺發町十六番地 河野正義  
印刷者 東京市麹町區有樂町二丁目一番地 吉原良三

發行所

東京市神田區駿河臺發町十六番地  
日本大學法制學會出版部  
振替東京二三四五六番



362  
86



終

